

パブリックコメントの実施結果について

鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針の案について、平成18年10月21日から平成18年11月19日までパブリックコメントを実施した。

意見提出のあった個人・団体の数は（284）であり、寄せられた意見を項目別に整理したところ、のべ意見数は（633）件あった。その内訳は以下のとおりである。

1 意見提出者の内訳

	メール	FAX	郵送	合計
個人	132	4	133	269
団体	12	1	2	15
計	144	5	135	284

2 項目別の主な意見とのべ意見数

提出された意見のうち、鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針の素案を修正した意見、特に件数の多かった意見及び代表的な意見の概要は次のとおりである。

のべ意見数： 633

【代表的な意見の概要】

全般 件数：3

全体を見て表現が合っておらず読み難い。

鳥獣保護事業の実施に関する基本的事項

第一 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する基本的な考え方

1 基本的な考え方 件数：31

現代の狩猟は、主にスポーツや趣味・娯楽で行われていること等を記述。（23件）

最も重要な対策は被害防除対策である。

2 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題

(1) 鳥獣保護管理 件数：4

特定計画の対象種にクマ、カモシカも追加し、「絶滅の恐れのあるクマ」とする。

様々な立場の人と連携し対策をとることや環境整備なども特定計画の意義であるにも関わらず、「目標設定＝個体数調整」と受け取られる表記は好ましくない。

(4) 狩猟 件数：2

狩猟者は鳥獣保護の理念と精神を学ぶべき。（2件）

(5) 国際的な取組の状況 件数：3

ジュゴンの具体的な方針、取組を記載する。（3件）

(6) 鳥獣の流通及びその他の課題 件数：125

「愛玩飼養」の記述を削除。(124件)

3 鳥獣保護事業の実施の方向性

(2) 人と鳥獣の適切な関係の構築 件数：7

ツキノワグマについての保護管理、被害対策などを指針に記載する。(3件)

「適正な個体数」は漠然とし過ぎ。個体数よりも個体や群れの性質が最も重要視される必要がある種もいるので「特定計画＝個体数調整」という概念から脱する記述をする。

(3) 地域住民の理解と協力、鳥獣保護事業の普及啓発等 件数：4

「安易な餌付け」は漠然とし過ぎ。基準を示すべき。

第二 鳥獣保護事業のきめ細かな実施

1 制度上の区分に応じた保護管理 件数：1

4 区分に海棲哺乳類を追加すべき。

(1) 希少鳥獣 件数：5

「生息状況や生息環境の把握に努める」では曖昧。(2件)

(2) 狩猟鳥獣 件数：3

狩猟鳥獣の選定の考え方のカテゴリーを見直す。(2件)

(3) 外来鳥獣 件数：2

「外来種」の記述は、国内移動の外来種は対象にならないので見直す。

2 鳥獣の特性に応じた保護管理の考え方

(1) 広域的な保護管理が必要な鳥獣 件数：5

広域保護管理が必要な種としてカワウとツキノワグマの2種を明記する。(3件)

広域保護管理指針と特定計画の位置付けが曖昧。(2件)

(3) 渡り鳥及び海棲哺乳類 件数：3

法の対象となる海棲哺乳類について、具体的対処を記述する。(3件)

第三 特定計画制度の推進

1 広域的な鳥獣保護管理

(1) 広域的な鳥獣保護管理の考え方 件数：9

科学委員会の構成メンバーにも自然保護団体を加える。(3件)

- 第三 - 1(1)(11P)「数の調整」の意味が不明確。

実施内容、簡単な結果を毎年とりまとめて、フィードバックすべき。

(2) 技術マニュアル等の整備 件数：4

技術マニュアルをインターネットで公開する。(3件)

2 地域における取組の充実

(1) 実施計画の作成の推進 件数：19

関係市町村が捕獲許可を実施計画に基づき実施する場合、速やかに捕獲情報を都道府県に報告すべき。(19件)

4 入猟者承認制度 件数：1

「入猟者承認制度」は「特定計画の実施とあわせて活用を図るものとする」について、特定計画の対象外の鳥獣についてこの制度を用いることを禁じているのであれば反対。

第四 人材育成・確保

1 鳥獣保護管理に関わる人材の確保

- (1) 基本的な考え方 件数：2
資格制度の検討を記述する。(2件)
- (2) 確保を図るべき人材等 件数：2
求められている人材を特定計画に限定すべきではない。(2件)

2 研修等による人材育成

- (1) 全国的な視点からの研修は以下のような考え方を基本として実施するものとする
タイトルというより本文のような印象を受けるので見直すべき。 件数：1

第五 鳥獣保護区の指定及び管理

3 環境教育等の推進 件数：1

子供に説明できる施策をとって欲しい。

第六 狩猟の適正化

1 基本的な考え方 件数：2 2

鳥獣の科学的・計画的な保護管理のためには、適正に狩猟が行われることが重要。狩猟による鳥獣の捕獲等が鳥獣の個体数管理に果たす効果等を客観的に検証していく必要がある。(18件)

ハンターの数を増やすことは動物の数を減らす手段として不適切。(2件)

3 狩猟とわな猟の適切な実施 件数：1 5

簡単に取得できる網・わな猟免許の分離は、保護よりも狩猟支援になる。(7件)

「網・わな猟免許」を「網猟免許」と「わな猟免許」に分けることには反対。(5件)

くくりわな、トラバサミの禁止を加えるべき。(2件)

4 狩猟者の確保 件数：1 0

狩猟者の確保より狩猟者のモラルを向上させる方向に働きかけるべき。(5件)

誰が講習を行うのか主語がない。(2件)

5 鳥類の鉛中毒の防止 件数：1 3

鳥類の鉛中毒の防止を図るため、すみやかに無毒性の代替弾への切り替えを実施し、鉛弾の使用、流通、所持を禁止する。(11件)

無毒性の代替弾への切り替えについては、国内無流通の小粒散弾等の流通改善をはかるため、環境省が主導となり関連業界と協力する。

第七 傷病鳥獣の取扱 件数：3

タイトルを「鳥獣(野生動物)救護」とするべき。現場で保護される個体は、「傷病」個体は少数で、多くはみなしごである。(2件)

第八 鳥獣への安易な餌付けの防止 件数：4

生ゴミや未収穫作物の突然の撤去などは、鳥獣に襲われる危険があり、人や鳥獣の安全への配慮が求められる。撤去方法や時期などを十分に検討し、指導するべき。

観光地でのマナーを守っての行為まで禁止の対象とする必要はない。

第十 人獣共通感染症への対応 件数：2

人獣共通感染症の調査を強化。

第十一 関係主体の役割の明確化と連携

1 関係主体ごとの役割

(1) 国の役割 件数：3

国の役割に、環境省の出先である地方環境事務所の役割を記述する。(2件)

鳥獣保護事業計画の作成に関する事項

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1 鳥獣の人工増殖

(1) 希少鳥獣等 件数：1

人工増殖は必要に応じて行うことができることにすべき。

(2) 狩猟鳥獣 件数：2

人工増殖技術は、行政より業者の方が遥かに優れている。(2件)

2 放鳥獣等

(1) 狩猟鳥獣 件数：2

ヤマドリ、キジ等の放鳥事業は中止する。

(2) 希少鳥獣等 件数：1

希少鳥獣の再導入は、野生動物医学会が公表している日本産野生動物における再導入ガイドライン(案)を基に記述すべき。

(3) 外来鳥獣等 件数：7

外来鳥獣の輸入禁止を徹底、また、いたずらに根絶しない。(7件)

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

(1) 許可しない場合の基本的考え方 件数：1

捕獲ないし捕獲後の鳥獣の扱い方が虐待に当たる場合、捕獲に替わる方法が十分に試みられていない場合、捕獲された鳥獣が商業利用される場合には捕獲許可すべきでない。

(2) 許可する場合の基本的考え方 件数：31

鳥獣の愛がん飼養は、鳥獣の乱獲を助長するおそれもあるので、飼養のための捕獲又は採取の規制の強化に努める。(17件)

調査での犠牲を最小限にする努力をする。(13件)

(3) わなの使用に当たっての許可基準 件数：96

日本国内でとらばさみの製造・販売・所持・使用を全面禁止。(32件)

くくりわな、とらばさみ、エッグトラップの使用禁止。(24件)

許可捕獲も狩猟の規制と同等の扱いをするべき。(19件)

筒型(ドラム缶式)のはこわなに限る。(18件)

インターネット通販でのわなの販売店に対しても、購入者の狩猟免許及び捕獲許可証の確認の徹底が必要。(2件)

イノシシ成獣への12cm規制は不適當。

(4) 許可に当たっての条件の考え方 件数：21

有効期間内に目的とする捕獲数に達した場合は、速やかにわなを撤去すること、また期間を延長する場合は、その都度わなの標識を付け替える。わなの設置個数は1日に1回以上見回り可能な個数とする。(19件)

わなの設置個数の上限を設けるべき。(2件)

(5) 許可権限の市町村長への委譲 件数：20

鳥獣の捕獲許可に係る事務を市町村に委譲した場合は、市町村における捕獲情報を少なくとも月ごとに都道府県に報告するように求め、そのデータを整備して常に全域における最新の捕獲情報を入手するように努める。(18件)

(6) 捕獲実施に当たっての留意事項 件数：2

都道府県は、捕獲情報を市町村から速やかに報告させるべき。

(7) 捕獲物又は採取物の処理等 件数：37

特にニホンザルの捕獲個体は、違法捕獲や違法売買を防止する観点から、1頭ごとに個体の顔の写真を撮り頭数確認の上、速やかに現地で処分する。また、錯誤捕獲個体は可能な限り放鳥獣する。(21件)

有害鳥獣捕獲及び特定計画に基づく数の調整による捕獲物又は採取物を放鳥獣できず、やむを得ず致死させた場合、その死がいは焼却か廃棄処理する。(14件)

(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集 件数：19

専門家あるいは大学研究機関等に委託して事業報告書を作成する。(19件)

(9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方 件数：2

保護の必要性が最も高い地域個体群は「四国のツキノワグマ個体群」。(3件)

2 学術研究を目的とする場合

(1) 学術研究 件数：3

食虫類やねずみ類などの学術捕獲等の捕獲において、非合理的なわな数の制限が設けられる場合がある。(3件)

(2) 標識調査(環境省足環を装着する場合) 件数：6

標識調査をなぜ行うか記述する。

3 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を防止する場合

(2) 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定 件数：15

捕獲した有害鳥獣の売却を禁止するべき。(4件)

特定計画が作成されている場合の予察捕獲は行うべきでない。(3件)

4 特定計画に基づく数の調整を目的とする場合 件数：1

148 - 第六 - 4 (42P)冒頭5行目の「(2)-・-3)」は、「3-(2)-・-3)」の誤り。

5 その他特別の事由の場合

(4) 愛がんのための飼養の目的 件数：5

許可対象者、鳥獣の種類・数、期間、区域及び方法を全て削除。(5件)

第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

3 猟区

(1) 猟区の設定 件数：14

猟区はむしろ管理徹底できる範囲に縮小するべき。(13件)

第六 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項

1 計画作成の目的 件数：2

外来生物対策の必要性を世論にもっと強く訴えるべき。

6 保護管理事業 件数：1
冒頭第3段落「考え下」「考えの下」に修正する。

9 計画の見直し 件数：1
3行目「必要に応じて」「必要に応じて」に修正する。

第八 鳥獣保護事業に関する普及啓発に関する事項

1 鳥獣の保護思想についての普及等 件数：6
在来種による食餌植物の植栽等の積極的な実施については削除するか表現を変更する。
(4件)

4 安易な餌付けの防止 件数：2
山に実のなる木を植林し、山と里の間に柿林などを設置する。(2件)

第九 鳥獣保護事業の実施体制に関する事項

2 鳥獣保護員の任命について 件数：1
鳥獣保護員の活動の確保について、常勤の専門性をもった人材の確保を目指すべき。

4 鳥獣保護センター等の設置 件数：1
「傷病鳥獣の保護」がなぜ必要なのかの記述が必要である。

5 取締り 件数：4
「愛がん飼養」等の記述を削除。(2件)
猟犬として飼養していた犬を猟期終了と同時期に遺棄するなどの、動物愛護管理法違反者に対しても重点的に監視、取締りを行うべき。(2件)

第十 その他鳥獣保護事業の実施のために必要な事項 件数：2
クマを狩猟獣からはずし、予察駆除は禁止とする。また、海棲哺乳類も鳥獣保護法の適用とする。(2件)

2 鳥獣の区分と保護管理の考え方 件数：1
- 第二の1(4)では一般鳥獣の取扱いを記述しており、 - 第十の2でも(4)としてそれに準じた記載が必要。

6 鳥類の飼養の適正化 件数：6
野生生物の愛がん飼養は全面的に禁止して欲しい。文化ということでメジロの捕獲飼養を認めているようであるが、密猟を促すことになっており、止めるべき。(5件)

8 傷病鳥獣救護の基本的な対応

(1) 基本的な考え方 件数：4
「終生飼養」を行うのが当たり前というわけではないので、「終生飼養」を行う際の考え方が必要。(2件)

(2) 救護個体の取扱い 件数：3
その他の傷病鳥獣については、治療をせずに放鳥獣することを基本とすべき。(2件)

(4) 野生復帰
治療をした個体についての野生復帰とすべき。

鳥獣保護事業計画の基本指針案に対する意見の要旨と対応の考え方

資料1 - 2

番号	連番	指摘箇所	意見要旨	対応の考え方(案)
1	1	全般	全体として平仄が合っていない。たとえば - 第一 - 1 基本的な考え方において「特定鳥獣保護管理計画(以下「特定計画」という。)」としておきつつ、その後の - 第六 - 1 において再度特定計画が略されており(以下第六において単に「計画」という。)、読みづらい。扱いを統一すべき。	ご指摘の点については、分かりやすい記述に努めているところですが、再度全体を精査し、必要な箇所は修正します。
2	2	全般	狩猟に関する部分は、鳥獣法第3条が環境大臣に定立することを命じている基本指針の範囲を逸脱しており、余事記載であるので削るべきである。	鳥獣保護事業の実施において、狩猟の適正化に関する記述は必要と考えます。
157	3	全般	パブコメにかけられた基本的な指針(案)は大変読みにくく、目次に頁数がなく構造の理解にも時間を要する。広く市民に意見を求める体裁がものにはなっていない。都道府県担当者に十分に内容を理解してもらうためには、一層の努力を期待したい。	理解が図られるように検討します。

鳥獣保護事業の実施に関する基本的事項				
第一 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する基本的な考え方				
第一 - 1 基本的な考え方				
39	4	1 基本的な考え方	最初の3行の中に野生鳥獣は国民の共有財産であると明記すべきである。	鳥獣は、人間の生存基盤となっている自然環境を構成する重要な要素の一つであると考えます。
40	5	1 基本的な考え方	「個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策」と明記されている。最も重要な対策は、被害防除対策であり、つぎのように変更すべきである。「被害防除対策、生息環境管理及び個体数管理」	個体数管理、生息環境管理、被害防除対策を総合的に実施していくことが必要です。
61	6	1 基本的な考え方	この基本指針案の基本的考え方が、第一に、現象面のみをとらえて、個体数調整の手段にのみ偏り、根元的解決に資していないように思われ、第二に、異種の生命への畏敬や配慮に大きく欠けるもので有ると考える。	ご指摘のような姿勢で記述しているものではありません。
62	7	1 基本的な考え方	「現代における狩猟は、主にスポーツや趣味・娯楽として行われているが、鳥獣を捕獲するという限りにおいて鳥獣の個体数調整の手段として、鳥獣による被害の未然防止に資する役割も果たしている」と修正する。(計23件)	ご意見を踏まえて 第一 - 1 の第3段落を以下のように修正します。 (原文) また、狩猟は、単に資源利用としての捕獲という側面だけでなく、 ~ (修正) また、狩猟は、趣味や資源利用としての捕獲という側面だけでなく、 ~

85	8	1 基本的な考え方	被害の原因として開発行為などの人間活動によるものもありこれらに対する対策が必要である。被害鳥獣の分布状況について、農耕地のみではなく本来の生息地における状況についての調査も必要である。	開発事業者等に関する記述は 第十一 - 1 (3) アに記述しています。また、鳥獣の分布調査は農耕地に限っていません。
90	9	1 基本的な考え方	「希少」と「狩猟」という「保護する理由」と「獲る理由」という2局対立的な立場に書きすぎではないかと思われる。	きめ細かな鳥獣保護管理を進めるために特性に応じた区分をしているものです。
91	10	1 基本的な考え方	法律の目的には、「自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展」ともかかれており、基本的な考え方では、さらに踏み込んで表現されていないと感じる。	ご指摘の趣旨については原文において含まれていると考えます。
92	11	1 基本的な考え方	「自然環境の恵沢とは何か」や「地域社会の健全な発展」とは何かこれについて鳥獣保護法が寄与できるのはどういうことが記載すべきではないか。	ご指摘の趣旨については原文において含まれていると考えます。
93	12	1 基本的な考え方	狩猟の役目は、獲ることだけでなく、多くの人に啓発する役割などもあり、狩猟者の減少などだけでなく、そうした役割を認識しなくなった狩猟者も多く、「レジャー化」したということも大きな要因と思われる。	ご指摘の趣旨については該当箇所において含まれていると考えます。
第一 - 2 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題 (1) 鳥獣保護管理				
86	13	2 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題 (1)鳥獣保護管理	個体数管理は保護管理に有効である場合もそうではない場合もある。現在の狩猟制度の下で狩猟者に保護管理の役割を担わせることには困難がある。新たな制度に向けての取組が必要である。	鳥獣保護管理の実施に当たっては、個体数管理だけでなく、生息環境管理及び被害防除対策についても取り組むことが必要と考えます。また、狩猟者の鳥獣保護管理に関する知識を充実させるための取組を進めることとしていきます。
41	14	2 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題 (1)鳥獣保護管理	特定鳥獣保護管理計画で対象となっている種名としてイノシシ、シカ、サル、カワウについて明記されているが、クマ、カモシカについて触れていない。「絶滅の恐れのある鳥獣」を「絶滅の恐れのあるクマ」とすべきである。	特徴的な種について例示しているものですが、ご指摘の趣旨を踏まえて、第一 - 2 (1) 第一段落を以下のように修文します。 (原文) 一方で、地域的に絶滅のおそれのある鳥獣や～。 (修正) 一方で、ツキノワグマのように地域的に絶滅のおそれのある鳥獣や～。
94	15	2 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題 (1)鳥獣保護管理	特定計画の実施について「個体数調整の目標設定がされていない」「達成状況について進行管理が行われていない」等問題が指摘されているが、なぜされなかったのか原因も記載すべきである。そもそも国の補助金をあてにした特定計画が多い中、国の補助金が打ち切られた背景なども大きな問題だったと思われる。	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。

95	16	2 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題 (1)鳥獣保護管理	特定鳥獣保護管理計画は、様々な立場の人と連携し、対策をしていくことや環境整備なども大きな意義であったにもかかわらず、「目標設定＝個体数調整」と思われるような表記は事例として使うのは好ましくはないと思われる。	個体数管理は特定計画において重要な要素と考えますが、ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
第一 - 2 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題 (4) 狩猟				
78	17	2 鳥獣をめぐる現状と課題 (4)狩猟	また、実地での的確な判断力を養い、狩猟による事故や違法行為防止を強化するためにも、鳥獣保護の理念と精神を学ぶべきである。 (計2件)	ご指摘の趣旨については、狩猟免許及び講習会において実施されているとともに、実地での経験を積むために猟区での狩猟期間の延長を措置することにはしています。また、事故防止及び違反行為防止についてはそれぞれ該当箇所において記述されています。
第一 - 2 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題 (5) 国際的な取組の状況				
42	18	2 鳥獣をめぐる現状と課題 (5)国際的な取組の状況	国際的な取組として渡り鳥があげられているがクジラやジュゴンに関する記述は、されていない。ジュゴンは、鳥獣法の対象種としてあげられており、具体的な方針、取組を明記すべきである。 (計3件)	海棲哺乳類については、第2-2(3)において記述しています。
第一 - 2 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題 (6) 鳥獣の流通及びその他課題				
6	19	2 鳥獣をめぐる現状と課題 (6)鳥獣の流通及びその他課題	「愛がん飼養」の記述を削るべきである。 (計124件)	「愛がん飼養」をめぐる問題は、鳥獣の流通及びその他の課題の一つであると考えます。
141	20	2 鳥獣をめぐる現状と課題 (6)鳥獣の流通及びその他課題	野鳥の愛がん飼養は明確に全面禁止とするべきである。また、使用の禁止されている鳥もち・落としかご等の猟具は、使用のみならず販売も全面禁止とするべきである。	これまでの審議会での答申等を踏まえて、法改正を含めて飼養のための捕獲又は採取の規制の強化等、愛がん飼養の適正化に努めています。
第一 - 3 鳥獣保護事業の実施の方向性 (2) 人と鳥獣の適切な関係の構築				
16	21	3 鳥獣保護事業の実施の方向性 (2)人と鳥獣の適切な関係の構築	「人と鳥獣の適切な関係の構築」の説明で、いきなりア～エの具体的項目が入っているが、その前に、「人と鳥獣の適切な関係」についての基本的な考え方を記述すべきだ。	人と鳥獣の適切な関係の構築については、ア～エで示した内容により進めていくものと考えており、原文通りが適切と考えます。なお、基本的な考え方については、第一-1に記述しています。

43	22	3 鳥獣保護事業の実施の方向性 (2)人と鳥獣の適切な関係の構築	前述したとおり、ここでもツキノワグマに関する記述がされていない。生息数が減少し、地域的に絶滅のおそれが生じているツキノワグマについてどのように保護管理、被害対策など指針を明記すべきである。 (計3件)	特徴的な種について例示しているものですが、ご指摘の趣旨を踏まえて、第一-3(2)ア第2段落を以下のように修文します。なお、ツキノワグマについては、広域的な保護管理の検討を進めます。 (原文)一方、生息数が減少し、種の存続に支障を来すおそれが生じている鳥獣や、生息域の分断等により地域的に絶滅のおそれが生じている地域個体群もあることから、 (修正)一方、イリオモテヤマネコのように生息数が減少し、種の存続に支障を来すおそれが生じている鳥獣や、ツキノワグマのように生息域の分断等により地域的に絶滅のおそれが生じている地域個体群もあることから、
44	23	3 鳥獣保護事業の実施の方向性 (2)人と鳥獣の適切な関係の構築	狩猟者に関して保護管理の担い手と明記されているが、狩猟者の中には、スポーツハンターも含まれていることから区分けして明記すべきである。	ホウライイグである狩猟も鳥獣の保護管理に一定の役割を果たしていると考えます。
45	24	3 鳥獣保護事業の実施の方向性 (2)人と鳥獣の適切な関係の構築	科学的・計画的な保護管理には、個体数管理、生息地管理、被害対策が含まれる。記述は、捕獲を中心とした考えとして読みとれる。「個体数管理」、「生息地管理」、「被害対策」という3つの言葉を明記すべきである。	科学的・計画的な保護管理には、個体数管理、生息地管理、被害対策が含まれると考えますが、特定計画の項目において記述していることから、重複を避けています。
96	25	3 鳥獣保護事業の実施の方向性 (2)人と鳥獣の適切な関係の構築	「適正な個体数に誘導するなど適切な鳥獣の保護管理が必要になる。」とあるが、「適正な個体数」とは何かあまりに漠然としている。サルやクマなどについては、個体数よりも個体や群れの性質が最も重要視される必要があり、このような「個体数」という表記だけでは、「特定計画=個体数調整」という概念から脱することができないのではないかと。	ご指摘の趣旨も含めて個体数としていますが、特定計画は個体数管理だけでなく、生息環境管理や被害防除対策を総合的に実施していくものと考えます。
第一-3 鳥獣保護事業の実施の方向性 (3) 地域住民の理解と協力、鳥獣保護事業の普及啓発等				
97	26	3 鳥獣保護事業の実施の方向性 (3)地域住民の理解と協力、鳥獣保護事業の普及啓発等	「安易な餌付け」とはなにか不明である。餌付けのほとんどが安易な行為から発生しており、ハクチョウ等水鳥の餌付けはどのような位置付けになるのか基準を示すべきではないかと。 (計4件)	現在行われている餌付け行為にも様々な背景があると認識しており、個別の行為の位置付けについてはそれぞれ検討すべきものと考えます。

鳥獣保護事業の実施に関する基本的事項
第二 鳥獣保護事業のきめ細やかな実施

第二 - 1 制度上の区分に応じた保護管理

46	27	1 制度上の区分に応じた保護管理	希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣、一般鳥獣の4区分の中に、鳥獣保護法で対象になった海棲哺乳類に関する記述は見受けられない。新たに海棲哺乳類の区分を設け管理の考え方を明記すべきである。	海棲哺乳類については、第二 - 2 (3) において記述しています。
----	----	------------------	---	------------------------------------

第二 - 1 制度上の区分に応じた保護管理 (1) 希少鳥獣

47	28	1 制度上の区分に応じた保護管理 (1) 希少鳥獣	自然環境保全基礎調査として「生息状況や生息環境の把握に努める」と曖昧な記述に止まっている。今回の改正においては、分布拡大が一人歩きし、個体数が増大したか否かは、不明のままである。具体的な記述にすべきである。(計2件)	ご指摘の趣旨を踏まえて、第一 - 3 (2) 工の第2段落を以下のように修正します。 (原文) 鳥獣の生態や被害防除対策等に関する調査研究、生息情報の整備等を進めることにより、 (修正) 鳥獣の生態や被害防除対策等に関する調査研究及び地域における個体数の推計等の生息情報の整備等を進めることにより、
----	----	---------------------------	--	---

76	29	1 制度上の区分に応じた保護管理 (1) 希少鳥獣	環境省が作成したレッドリストだけではなく、WWFの定めるレッドリストにもあがっているツキノワグマの乱獲を国家レベルで規制してください。	捕獲規制の必要な地域においては既に必要な措置がとられていると考えます。また、今年は大量出沒による事故の多発を背景に既に多数のツキノワグマが捕獲されていることもあり、都道府県の判断により狩猟の自粛を呼びかけているところです。
----	----	---------------------------	---	---

98	30	1 制度上の区分に応じた保護管理 (1) 希少鳥獣	希少鳥獣の指定が国だけでなく、都道府県でも指定されることとなるが、指定の際は、国が決めた(希少鳥獣・狩猟鳥獣・外来鳥獣以外のもの)一般鳥獣からしか指定できないのか、たとえば狩猟鳥獣からも指定できるのか考え方が、不明である。	都道府県のレッドデータブックは、当該都道府県における生息状況に基づいて行われるものであり、これに基づく指定が可能と考えます。
----	----	---------------------------	---	--

99	31	1 制度上の区分に応じた保護管理 (1) 希少鳥獣	これまで実施していた希少鳥獣の扱いからすると、捕殺数が2個体までと限定されると思われるが、特にコウモリのような、分布データが少なくかつ、特定の部位のサンプルがなければ同定できないようなものに対しては、捕殺が必要になるため、捕獲許可等の運用方法について整理する必要があるのではないか。	個別の捕獲目的に応じた必要最小限の捕獲数になると考えます。
----	----	---------------------------	---	-------------------------------

第二 - 1 制度上の区分に応じた保護管理 (2) 狩猟鳥獣

48	32	1 制度上の区分に応じた保護管理 (2) 狩猟鳥獣	狩猟鳥獣の選定の考え方のカテゴリーを見直すべきである。(計2件)	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
----	----	---------------------------	----------------------------------	----------------------------

84	33	1 制度上の区分に応じた保護管理 (2)狩猟鳥獣	次のように捕獲制限等の存在を明記した表現に変更すべき。 「2)狩猟鳥獣とした場合、メス捕獲禁止や捕獲数制限を適切に設定すれば、当該鳥獣の捕獲等がその生息の状況に著しい影響を及ぼすおそれのないこと。	ご指摘の趣旨は、2)の内容に含まれていると考えます。
第二 - 1 制度上の区分に応じた保護管理 (3) 外来鳥獣				
49	34	1 制度上の区分に応じた保護管理 (3)外来鳥獣	「外来種」の記述は、見直すべきである。外来種を「本来、わが国に生息地を有しておらず、人為的に海外から導入された鳥獣とする」としている。この記述だと国内移動の外来種は、対象にならないことになる。	ご指摘の内容については、管理の考え方において記述しています。また、第十 - 2 (3)においても、外来種に準じた管理について記述しています。
87	35	1 制度上の区分に応じた保護管理 (3)外来鳥獣	外来鳥獣もまた命あるものであり、多くの場合すでに生態系の中に一を占めていることを十分に考慮することが必要である。	ご指摘の趣旨については、安易に持ち込まないこと、また、責任を持って飼養すること等が必要と考えます。
第二 - 2 鳥獣の特性に応じた保護管理の考え方 (1) 広域的な保護管理が必要な鳥獣				
100	36	2 鳥獣の特性に応じた保護管理の考え方 (1)広域的な保護管理が必要な鳥獣	広域保護管理指針と特定計画の位置付けが曖昧に感じる。広域保護管理指針が上であれば、特定計画は、広域保護管理指針ができれば、その範囲が包含されれば廃止すべきではないかと思われる。それとも、広域保護管理指針は、法律に盛り込まないということか？ (2件)	広域保護管理指針を踏まえ、都道府県別の特定計画に基づいた保護管理を進めることが必要と考えます。また、当該箇所表現で誤解を生じる可能性があることから以下のとおり修正します。 (原文) 隣接する都道府県の区域を越えて (修正) 隣接しない都道府県にまたがり
50	37	2 鳥獣の特性に応じた保護管理の考え方 (1)広域的な保護管理が必要な鳥獣	広域的な保護管理が必要な種としてカワウとツキノワグマがあげられており、この2種の種名を明記すべきである。 (3件)	第二 - 2 では、個別の種についてではなく、保護管理の考え方を記述しています。
第二 - 2 鳥獣の特性に応じた保護管理の考え方 (3) 渡り鳥及び海棲哺乳類				
51	38	2 鳥獣の特性に応じた保護管理の考え方 (3)渡り鳥及び海棲哺乳類	法の対象となる海棲哺乳類の記述は、わずか3行であり環境省の基本的な指針として体をなしていない。具体的にどのように対処するのか記述すべきである。 (計3件)	第二 - 2 では、具体的な対処ではなく保護管理の考え方を記述しています。

鳥獣保護事業の実施に関する基本的事項
第三 特定計画制度の推進

第三 - 1 広域的な鳥獣保護管理 (1) 広域的な鳥獣保護管理の考え方

110	39	1 広域的な鳥獣保護管理 (1)広域的な鳥獣保護管理の考え方	「広域的な保護管理」と「都道府県境を越えて生息する地域個体群を対象とした保護管理」との関係をさらに整理し、都道府県境をまたぐ地域個体群の一部は、実施計画で対応することができるようにするべき。	広域的な保護管理については、隣接する都道府県を越えるような場合が該当します。また、実施計画は特定計画域内の市町村等を対象にしています。
52	40	1 広域的な鳥獣保護管理 (1)広域的な鳥獣保護管理の考え方	広域協議会の構成メンバーとして自然保護団体の参加が明記されているが科学委員会には、自然保護団体の記述がない。自然保護団体も加えるべきである。 (計3件)	広域協議会の構成については 第三 - 1 (1) において記述しています。また、科学委員会を構成する者は専門的知見に基づき選ばれるべきものと考えます。
101	41	1 広域的な鳥獣保護管理 (1)広域的な鳥獣保護管理の考え方	五年ごとのフィードバックでは、細かな情報が伝達されないのではないか。一年ごとに実施内容、簡単な結果をとりまとめて、フィードバックすべき。	制度的な見直しにおいては5年程度の期間が適当と考えます。
121	42	1 広域的な鳥獣保護管理 (1)広域的な鳥獣保護管理の考え方	国は広域指針作成に関係する資料も公開すべき	広域指針作成に関する資料は協議会等において検討され、この中で公開されるものと考えます。
122	43	1 広域的な鳥獣保護管理 (1)広域的な鳥獣保護管理の考え方	広域指針が作成されない場合の措置の主語を明確にすべき	原文にあるとおり、関係する都道府県等の連携や情報の共有等により行われるものと考えます。
123	44	1 広域的な鳥獣保護管理 (1)広域的な鳥獣保護管理の考え方	広域協議会の構成を「構成されるものとする」とすべき。	対象により構成は変更される場合があると考えます。

145	45	1 広域的な鳥獣保護管理 (1)広域的な鳥獣保護管理の考え方	- 第三 - 1 (1)(11P)「数の調整」が意味が不明確、「個体数の調整」ではないか。	ご指摘を踏まえて、「特定鳥獣の数の調整」と修正します。
第三 - 1 広域的な鳥獣保護管理 (2) 技術マニュアル等の整備				
53	46	1 広域的な鳥獣保護管理 (2)技術マニュアル等の整備	これまでの技術マニュアルは、インターネットで公開されてこなかったが、ワーキンググループにおける議論で、公開すると明言されていることから、インターネットで公開する旨、明記すべきである。 (計3件)	現在、カワウを除き改訂作業中ですが、ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
146	47	1 広域的な鳥獣保護管理 (2)技術マニュアル等の整備	- 第三 - 1 (2)および(3)(11P) 内容が広域的鳥獣保護管理に限定されないもののように思われる。第三 - 1 から独立させるべきではないか。	広域的な鳥獣保護管理に限定されるものではありませんが、深く関連しているものと考えます。
第三 - 2 地域における取組の充実 (1) 実施計画の作成の推進				
63	48	2 地域における取組の充実 (1)実施計画の作成の推進	都道府県は、関係市町村が捕獲許可を実施計画に基づき実施する場合、「速やかに捕獲情報を都道府県に報告し、」特定計画に定められた目標数の達成が図られるよう、また捕獲上限数が超過しないように、必要な指示を行うものとする。と「」内を追加する。 (計19件)	ご指摘の趣旨は、原文にある必要な指示の中に含まれると考えます。また、捕獲許可権限を市町村長に委譲した場合の許可事務の執行状況報告については、第四 - 1 (5)に記述しています。
第三 - 4 入猟者承認制度				
116	49	4 入猟者承認制度	「入猟者承認制度」は「特定計画の実施とあわせて活用を図るものとする」という表現は、特定計画の対象外の鳥獣についてこの制度を用いることを禁じているようにも読めるが、そうであるとすれば反対。	入猟者承認制度は特定計画の効果的な実施に資するものであると考えますが、特定計画対象外の鳥獣について禁じているものではありません。

鳥獣保護事業の実施に関する基本的事項				
第四 人材育成・確保				
第四 - 1 人材育成・確保 (1) 基本的な考え方				
54	50	1 人材育成・確保 (1)基本的な考え方	人材の確保は、当初、国家資格など資格制度をクリアした人材を求められていた。国家資格が難しいのであれば少なくとも「資格制度の検討」をどこかに明記すべきである。 (計2件)	ご指摘の趣旨については、鳥獣保護管理に関する専門的な人材確保等の仕組みとして記述しています。
第四 - 1 人材育成・確保 (2) 確保を図るべき人材等				
55	51	1 人材育成・確保 (2) 確保を図るべき人材等	求められている人材は、特定計画のみならず広く野生鳥獣の問題に対して対処できる人材のはずである。「特定計画等」とはせず「鳥獣の保護管理等」とすべきである。 (計2件)	特定計画等の内容には鳥獣保護管理について含まれていると考えます。
第四 - 2 研修等による人材育成 (1) 全国的な視点からの研修				
32	52	2 研修等による人材育成 (1)全国的な視点からの研修	タイトルが「全国的な視点からの研修は以下のような考え方を基本として実施するものとする」とされているが、タイトルというより本文のような印象を受ける。適切なタイトルに改めるべきではないか。同(2)も同様。	全体の表現に合わせて記述するように見直します。
鳥獣保護事業の実施に関する基本的事項				
第五 鳥獣保護区の指定及び管理				
第五 - 3 環境教育等の推進				
132	53	3 環境教育等の推進	環境教育が誰を対象にしているのか判然としないが、子供に説明できる施策をとってほしい。ただ「飢えておりてきたから殺す」という教育はしたくないが、これ以外の方法はこの指針案には見あたらない。	本指針案では、鳥獣保護管理の基本的な考え方である個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策を総合的に実施することについて記述しています。
鳥獣保護事業の実施に関する基本的事項				
第六 狩猟の適正化				
第六 - 1 基本的な考え方				
64	54	1 基本的な考え方	鳥獣の科学的・計画的な保護管理「のためには、適正に狩猟が行われることが重要であり、(略)狩猟による鳥獣の捕獲等が鳥獣の個体数管理に果たす効果等を客観的に検証していく必要がある。」と「」内のように修文する。 (計18件)	ご指摘を踏まえて 第六 - 1 の第1段落を以下のように修文します。なお、効果に関する検証は特定計画におけるモニタリングにおいて実施されるものと考えます。 (原文) 狩猟の鳥獣保護管理における公共的な役割が今後とも期待される。 (修正) 適切な狩猟が鳥獣保護管理に果たす公共的な役割が今後とも期待される。

129	55	1 基本的な考え方	「狩猟の適正化」の説明は抽象的にすぎる。	狩猟の適正化の内容については1基本的な考え方に示しています。
130	56	1 基本的な考え方	ハンターの数を増やすことは動物の数を減らす手段として不適切。 (計2件)	鳥獣保護管理に資する資質を有する狩猟者の育成・確保に努めることとしています。
131	57	1 基本的な考え方	「有害鳥獣駆除」の影響を憂慮し、そうなる前に防止すべきである。	鳥獣保護管理の基本的な考え方は、個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策を総合的に実施することであると考えています。
第六 - 3 網猟とわな猟の適切な実施				
14	58	3 網猟とわな猟の適切な実施	「網・わな猟免許」を「網猟免許」と「わな猟免許」に分けることには反対です。 (計5件)	免許の区分により専門性が高まり、狩猟者の資質の向上等につながるものと考え、法律を改正しています。
29	59	3 網猟とわな猟の適切な実施	くくりわな、トラバサミの禁止を加えるべき。 (計2件)	的確な審査のもとで行われる鳥獣の捕獲においては使用の必要性があると考えます。
136	60	3 網猟とわな猟の適切な実施	網猟とわな猟免許に分離することは、希少な鳥獣の錯誤捕獲を妨げることにならない。簡単に取得できる分離免許実施は結果保護よりも狩猟支援になる可能性が高い。 (計7件)	猟具についての専門性を高めるとともに、鳥獣による被害対策のためにも必要と考えます。
142	61	3 網猟とわな猟の適切な実施	有害ではない鳥の捕獲が繰り返されてしまう防鳥ネットについては、その使用規制を設けるべきである。また、錯誤捕獲を装った野鳥の違法な捕獲に対しては罰則を設けるべきである。	被害防除のために防鳥ネットは必要と考えますが、その適正な利用についてさらに検討が必要と考えます。
第六 - 4 狩猟者の確保				
56	62	4 狩猟者の確保	誰が講習を行うのが主語がない。国が行うのであれば国と明記すべきである。 (計2件)	鳥獣法第51条第4項に示す都道府県知事が行う講習を念頭に置いて記述しています。
72	63	4 狩猟者の確保	狩猟者やその団体に属する方達の、人間性の重要性を重視していただきたい。	現行の鳥獣法において、自己の行為の是非を判断し、又はその判断に従って行動する能力がない者又は著しく低い者は、免許の受験資格がなく、免許も与えられないこととなっています。
106	64	4 狩猟者の確保	一般の狩猟者ではなく、獣医師もしくは県庁職員の狩猟者の確保	狩猟者の一層の資質向上について取り組みを進めることとしています。

135	65	4 狩猟者の確保	食害が増えているから狩猟者を増やすというのはあまりに短絡的であり、一方的である。山を荒廃させ、鳥獣の「生息環境を悪化」させたのは人間である。まず「生息環境の改善」をはかることこそ、環境省の仕事ではないのか。	鳥獣保護管理の基本的な考え方は、個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策を総合的に実施することであると考えています。
137	66	4 狩猟者の確保	環境省は狩猟者の確保ではなく、狩猟者のモラルを向上させる方向に働きかけるべきである。 (計5件)	鳥獣保護管理に資する資質を有する狩猟者の育成・確保に努めることとしています。
第六 - 5 鳥類の鉛中毒の防止				
2	67	5 鳥類の鉛中毒の防止	鉛弾の使用を早急に禁止していただきたい。有害な鉛が自然環境に放置されることは、環境へ与える悪影響が心配される。特に、酸性雨による漏出で影響が出る恐れがある。	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
71	68	5 鳥類の鉛中毒の防止	鳥類の鉛中毒の防止を図るため、すみやかに無毒性の代替弾への切り替えを実施し、鉛弾の使用、流通、所持を禁止する。と修正すべき。 (計11件)	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
134	69	5 鳥類の鉛中毒の防止	次の文を追加すべき。 「無毒性の代替弾への切り替えについては、国内無流通の小粒散弾等の流通改善をはかるため、環境省が主導となり関連業界と協力するものとする。」	ご指摘を踏まえて 第六 - 5 を以下のように修文します。 (原文) 無毒性の代替弾への切り替えや捕獲した鳥獣を山野等へ放置しないなど～ (修正) 関係行政機関及び団体が連携して無毒性の代替弾への切り替えや捕獲した鳥獣を山野等へ放置しないなど～
鳥獣保護事業の実施に関する基本的事項				
第七 傷病鳥獣の取扱				
17	70		「傷病鳥獣の取扱」の説明で、「鳥獣の野生復帰、環境のモニタリング及び鳥獣保護思想の普及に資するため」とあるが、「鳥獣の野生復帰」はなぜ必要であるのかが説明されていない。また、「鳥獣保護思想」も、どういう意味で、どうして普及が必要なのかが説明されていない。にも関わらず、これらに「資するため」と書くべきではない。	鳥獣の野生復帰については 第十 - 8 の傷病鳥獣の項目に記述しています。なお、傷病鳥獣保護と鳥獣保護思想については現行基本指針においても記述しており、原文通りが適当と考えます。
57	71		「傷病鳥獣」の名称を適切な名前に変更すべきである。現場で保護される個体は、「傷病」個体は少数で、多くはみなしごである。「傷病鳥獣」と呼ぶべきは、油汚染事故の被害動物程度である。この項の見出しを「鳥獣(野生動物)救護」とすべきである。 (計2件)	傷病鳥獣の名称については既に定着しており、原文通りが適当と考えます。また、収容等に関する考え方は 第十 - 7 において記述しています。

鳥獣保護事業の実施に関する基本的事項			
第八 鳥獣への安易な餌付けの防止			
1	72	「鳥獣への安易な餌付け」により、生態系や人間にも様々な影響が出ることは理解しているが、「観光等に利用するための餌付けまで画一的に禁止される事がないようにきちんと取りはからっていただきたい。北海道において、絶滅危惧種であるシマフクロウは宿泊客が与える餌により順調に繁殖している例がある。マナーを守っての行為も禁止の対象とする必要はない。	餌付けについては、鳥獣の生息状況への影響や、鳥獣による被害を誘引することがないように十分配慮する必要があると考えます。
18	73	「鳥獣の安易な餌付けの防止」の説明に、安易ではない適正な例として、「希少鳥獣の保護のために行われる給餌」を記述しているが、もう少し詳しく記述すべきでないか。どこまでが適正でどこまでが安易かの線引きは単純でも明確でもない。	基本指針としては原文通りが適当と考えますが、安易な餌付けについてはご指摘のような考え方もあるため、具体的には個別の事例により判断することが適切と考えます。
79	74	希少動物の保護のために行われる給餌、また人の居住地域を保護するための植林で給餌等の、環境・鳥獣保護と人と安全を確保するための事例を除き、とすべき。	食餌木の植栽は今回の安易な餌付けの内容とは整理していませんが、ご指摘の趣旨については今後の検討課題と考えます。
80	75	生ゴミや未収穫作物の突然の撤去などは、鳥獣に襲われる危険があり、人や鳥獣の安全に配慮したものでなければならず、撤去方法や時期などを十分に検討し、指導すること。	ご指摘の趣旨を踏まえて 第八の第3段落を以下のように修正します。 (原文) 安易な餌付けが行われることのないよう、地域社会等での普及啓発等にも努めるものとする。 (修正) 安易な餌付けが行われることのないよう、鳥獣の生息状況を踏まえながら地域社会等での普及啓発等にも努めるものとする。
117	76	ツキノワグマの大量出没年における、一部の市民団体による「クマの保護」のための国内外来ドングリの散布は実質的に「餌付け」であり、歯止めになるよう批判的に言及すべきである。	個別の行為の位置付けについてはそれぞれ検討すべきものと考えますが、問題点の抽出や共有化等を関係者で行うことも必要と考えます。
鳥獣保護事業の実施に関する基本的事項			
第十 人獣共通感染症への対応			
3	77	人獣共通感染症の調査を強化されたい。昨今、新しく問題となる感染症は、人獣共通感染症が多い。これについては、地道な調査を必要とするといわれる。野生生物（ほ乳類、鳥類）の保有する病原体の調査を強化する必要がある。	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。なお、傷病鳥獣の救護個体の感染症の有無等に関する情報収集については、第十 - 8 に記述しています。

124	78		国及び都道府県等の関係部局との連携を明記すべき	鳥獣保護の視点からの対応は国及び都道府県鳥獣行政部局によるものと考えます。
鳥獣保護事業の実施に関する基本的事項				
第十一 関係主体の役割の明確化				
第十一 - 1 関係主体ごとの役割 (1) 国の役割				
77	79	1 関係主体ごとの役割 (1)国の役割	紅葉する広葉樹林を増やしてください。	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきますが、食餌木の不適切な植栽が鳥獣の生息に影響を与えることもあることから、適切に実施されるべきと考えます。
58	80	1 関係主体ごとの役割 (1)国の役割	国の役割のなかに、環境省の出先である地方環境事務所の役割を明確に記述すべきである。例えば、国の役割で、広域管理についての記述のなかで、「都道府県間の連携が円滑になるよう、地方環境事務所を通じて、支援を行う」とすべきである。 (計2件)	国の中には地方環境事務所も含まれています。また、広域的な保護管理については、第三 - 1 (1) に関係省庁として記述しており、ここでは地方事務所を含むものと考えています。
鳥獣保護事業計画の作成に関する事項				
第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項				
第三 - 1 鳥獣の人工増殖 (1) 希少鳥獣等				
103	81	1 鳥獣の人工増殖 (1)希少鳥獣等	「～必要に応じて、人工増殖に努めるものとする。」 「～必要に応じて、人工増殖を行うことができる。」変更を希望します。	特に個体数が少なく保護を図る必要があるものについては努める必要があると考えます。
第三 - 1 鳥獣の人工増殖 (2) 狩猟鳥獣				
143	82	1 鳥獣の人工増殖 (2)狩猟鳥獣等	「人工増殖についての技術等を人工増殖業者等に指導するものとする」は技術は行政に携わっている県職員よりも、業者のほうがはるかに優れている。 (計2件)	ご指摘のような状況もあると考えますので、行政関係者と事業者等の連携・協力が必要と考えます。
第三 - 2 放鳥獣等 (1) 狩猟鳥獣				
59	83	2 放鳥獣等 (1)狩猟鳥獣	ヤマドリ、キジ等の放鳥事業は、中止すべきである。	放鳥個体の定着率が低い場合にあっては事業の見直しを行うこと、また、効果を高めるための取組を行うことについて記述しています。

144	84	2 放鳥獣等 (1)狩猟鳥獣	2) 放鳥の取扱い ア 放鳥する鳥類の種類及び数量 「おおむね5年後」は人工増殖の計画から中長期(10年後)の見通しが必要である。	鳥獣保護事業計画の計画期間を踏まえたものですが、必要に応じて中長期的に検討することも必要と考えます。
155	85	2 放鳥獣等 (1)狩猟鳥獣	放鳥の科学的な効果が定かでない放鳥事業は廃止し、約4億円の予算を野生動物保護管理のための人材養成など有効な利用をすべきである。	ご指摘の趣旨については、放鳥後の追跡調査に基づく事業の見直し等の適切な放鳥事業の推進に向けて新たな記述を加えています。
第三 - 2 放鳥獣等 (2) 希少鳥獣等				
151	86	2 放鳥獣等 (2)希少鳥獣等	希少鳥獣の再導入については、野生動物医学会が公表している日本産野生動物における再導入ガイドライン(案)をもとに再整理した記述とすべき。	ご意見を踏まえて、第三-2(2)の第一段落を以下のように修正します。 (原文)・・・、特に個体数が少なく保護を図る必要のあるものについては、生活環境及び安全性の確保、放鳥獣に伴う農林水産業及び生態系への影響、地域個体群への遺伝的攪乱等を検討しつつ、必要に応じて放鳥獣の実施に努めるものとする。 (修正)・・・、特に野生下での個体数の回復を図る必要性が高いものについては、以下の点について十分検討した上で再導入を行うものとする。 再導入に伴う生活環境、農林水産業及び生態系への影響 地域個体群への遺伝的攪乱 生息環境の保全 再導入個体の感染症対策 地域社会の参加 順応的管理のための体制
第三 - 2 放鳥獣等 (3) 外来鳥獣等				
102	87	2 放鳥獣等 (3)外来鳥獣等	外来鳥獣の輸入禁止を徹底、またすでに野に放たれた種をいらずらに根絶しない。 (計7件)	外来鳥獣の輸入規制については、外来生物法において適切に行われていると考えます。また、野外にいる個体については被害等の程度を踏まえて適切に判断されるべきものと考えます。

鳥獣保護事業計画の作成に関する事項			
第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項			
第四 - 1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 (1) 許可しない場合の基本的考え方			
88	88	1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 (1)許可しない場合の基本的考え方	捕獲ないし捕獲後の鳥獣の扱い方が虐待に当たる場合、捕獲に替わる方法が十分に試みられていない場合、捕獲された鳥獣が商業利用される場合には捕獲許可をすべきでない。 捕獲後の処置については、捕獲許可申請に記述することとされています。
第四 - 1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 (2) 許可する場合の基本的考え方			
113	89	1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 (2)許可する場合の基本的考え方	「鳥獣は本来自然のままに保護すべきであるという理念にもとるのみならず」を削除、「捕獲又は採取は」を追加して、『鳥獣の愛がん飼養は、鳥獣の乱獲を助長するおそれもあるので、飼養のための捕獲又は採取の規制の強化に努めるものとする。』に修正する。 (計17件)
8	90	1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 (2)許可する場合の基本的考え方	「4)愛がんのための飼養の目的」の標題とその記述の「個人が自らの慰楽のために飼養する目的で捕獲する場合」を削る。
108	91	1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 (2)許可する場合の基本的考え方	鳥類の捕獲時の怪我や死亡数を集計し、原因を究明、検討して、犠牲数を最小限にする必要があることを踏まえ、「調査での犠牲を最小限にする努力をする」という一文を追加すべき。 (計13件)
			捕獲数については目的に応じた必要最小限の捕獲数としています。

第四 - 1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 (3) わなの使用に当たっての許可基準

28	92	1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 (3)わなの使用に当たっての許可基準	日本国内において、とらばさみの製造・販売・所持・使用を全面禁止すべきです。 (計32件)	的確な審査のもとで行われる鳥獣の捕獲においては使用の必要性があると考えます。
36	93	1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 (3)わなの使用に当たっての許可基準	くくりわなの輪の直径を12センチメートル以内を原則とするがあるが、くくりわなを使用する捕獲狩猟鳥獣で、イノシシでは成獣は12センチメートル以上の足長があり直径での規制は12センチメートル以内は不適當。	ツキノワグマの錯誤捕獲を防止することを主目的としたものであり、専門家の意見も踏まえた上で検討したのですが、ツキノワグマの生息状況や捕獲時期等によっては問題がないこともあることから、ご意見の趣旨を踏まえて第四 - 1 (3) について以下の通り修正します。 (原文) わなを使用した捕獲許可申請にあつては、以下の基準を満たすものとする。 (修正) わなを使用した捕獲許可申請にあつては、以下の基準を満たすものとする。ただし、1) のくくりわなの輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期及びクマ類の生息状況等を勘案して、錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合には、以下によらないことができるものとする。 また、第四 - 1 (3) について、以下の通り修正します。 (原文) くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上であり、 (修正) くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、1) の規制
37	94	1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 (3)わなの使用に当たっての許可基準	インターネット通販を含むわなの販売店に対し、購入者の狩猟免許及び捕獲許可証の確認の徹底を求める。 (計2件)	ホームセンタ等については、ご指摘の趣旨について既に文書で依頼しているところですが、インターネット通販については今後の検討課題であると考えます。

65	95	1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 (3)わなの使用に当たっての許可基準	()について)捕獲の方法は、狩猟においても許可捕獲においても変わりはない。それにもかかわらず許可捕獲の方は規制がゆるく方法に差異がある。一般にはその差異が理解されておらず、しばしば混同されている。許可捕獲も狩猟の規制と同等の扱いをすべきである。 (計19件)	有害鳥獣捕獲等においては、その必要性に応じて捕獲方法等を個別に審査し、許可する必要があると考えます。
----	----	--	---	--

66	96	1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 (3)わなの使用に当たっての許可基準	() について)「筒型(ドラム缶式)のはこわなに限るものとする」と修正するべきである。 (計18件)	はこわなには筒型(ドラム缶式)も含まれますが、ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
138	97	1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 (3)わなの使用に当たっての許可基準	くくりわなととらばさみは危険で無差別殺戮の危険が高いため、使用全面禁止にすべきであり、加えてアライグマ用のとらばさみであるエッグトラップも使用禁止にすべきである。 (計24件)	とらばさみについては、有害鳥獣捕獲等で適切に使用されるものは必要と考ええます。エッグトラップについてはその課題等について情報収集が必要と考えます
第四 - 1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 (4) 許可に当たっての条件の考え方				
38	98	1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 (4)許可に当たっての条件の考え方	わなの設置個数は一日に見回りできる数を事前に申請させ、設置個数については上限を設けることを求める。 (計2件)	地域の状況に応じて対応すべきと考えられることから、必要に応じてわなの設置個数について条件を付すことについて記述しています。
67	99	1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 (4)許可に当たっての条件の考え方	「有効期間内に目的とする捕獲数に達した場合は、速やかにわなを撤去すること、また期間を延長する場合は、その都度わなの標識を付け替えることとする。わなの設置個数は1日に1回以上見回り可能な個数とする。」と「」内を加え、修文する。 (計19件)	許可された捕獲数以上を捕獲することはできません。また、捕獲許可に期間延長の制度はないので新たに許可を得る必要があります。従って、条件として付すことは適当ではありません。また、わなの設置個数に関するご指摘は、原文にあるわなの数量及び見回りについての条件に含まれるものと考えます。

第四 - 1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 (5) 許可権限の市町村長への委譲

68	100	1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 (5)許可権限の市町村長への委譲	「鳥獣の捕獲許可に係る事務を市町村に委譲した場合は、市町村における捕獲情報を少なくとも月ごとに都道府県に報告するように求め、そのデータを整備して常に全域における最新の捕獲情報を入力するように努めるものとする。」を追加する。 (計18件)	ご指摘を踏まえて 第四 - 1 (5) の第 1 段落を以下のように修文します。 (原文) 円滑に制度の運営が図られるよう努めるものとする。 (修正) 特定計画との整合等、円滑に制度の運営が図られるよう努めるものとする。
118	101	1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 (5)許可権限の市町村長への委譲	西日本のツキノワグマや東北地方の一部のニホンザルのような、保護の必要性の極めて高い地域個体群の捕獲許可については、環境省が責任を持って判断すべきである。	環境省では必要に応じて狩猟に関する規制を行っています。捕獲許可については、法に示された希少鳥獣以外については都道府県知事において判断されるべきものと考えます。
125	102	1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 (5)許可権限の市町村長への委譲	都道府県知事は委譲した権限の運営状況について把握と見直しを行うべき	ご指摘の趣旨については、第 3 段落に含まれると考えます。

第四 - 1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 (6)捕獲実施に当たっての留意事項

154	103	1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 (6)捕獲実施に当たっての留意事項	都道府県は、実施計画に基づく区市町村の捕獲に際して、過剰捕獲を予防する観点から捕獲情報を市町村から速やかに報告させ、適宜適切な対応を行い、場合に応じて狩猟による捕獲の規制を適宜検討するべきである。	2 ご指摘の趣旨については 第六 - 6 (1) において、特定計画の実施状況に関する情報共有により適切に図るよう記述しています。
-----	-----	---	--	---

156	104	1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 (6)捕獲実施に当たっての留意事項	クマの学習放獣の際に、衛生部局や畜産部局に配属されている獣医師職員による麻酔薬投与を行えるよう研修等を行い、現場での実施体制の整備を進めるべきである。	各都道府県において関係部署との適切な連携を図るべきと考えます。
第四 - 1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 (7) 捕獲物又は採取物の処理等				
34	105	1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 (7)捕獲物又は採取物の処理等	駆除個体は、極力野生復帰させ、やむをえない場合のみ安楽死とし、動物実験・食肉・薬等への転用や商業利用は全面的に禁ずるべきである。	捕獲個体の放獣は、個別地域の状況に応じて判断すべきと考えます。また、捕獲個体の適切な有効利用を図ることは必要な場合があると考えます。
69	106	1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 (7)捕獲物又は採取物の処理等	「特にニホンザルの捕獲個体は、違法捕獲や違法売買を防止する観点から、1頭ごとに個体の顔の写真を撮り頭数確認の上、速やかに現地で処分すること」を追加する。さらに、錯誤捕獲した個体については「可能な限り放鳥獣すること」を追加する。 (計21件)	ご指摘を踏まえて 第四 - 1 (7) の第1段落を以下のように修文します。 なお、ニホンザルに関するご指摘は申請書類等で確認する内容と考えます。 (原文) 錯誤捕獲した個体については原則として所有及び活用はできないこと、 (修正) 錯誤捕獲した個体については原則として所有及び活用はできないこと、放鳥獣の検討を行うこと、
115	107	1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 (7)捕獲物又は採取物の処理等	錯誤捕獲した個体の活用を原則禁止しているが、死体については、トガリネズミ類のように分布情報が不足しているものもあり、それらについては学術標本などとして活用を図るような体制をとるべきである。	錯誤捕獲個体との区分が難しく、必要な場合にはそれを目的とした捕獲許可を得るべきと考えます。

139	108	1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 (7)捕獲物又は採取物の処理等	「有害鳥獣捕獲及び特定計画に基づく数の調整を目的とする場合による捕獲物又は採取物を放鳥獣できず、やむを得ず致死させた場合、その死がい焼却か廃棄処理するものとする」という規則を加えるべき。 (計14件)	捕獲等した個体は法律により原則として放置を禁止しています。また、捕獲個体の適切な有効利用を図ることは必要な場合があると考えます。
第四 - 1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 (8) 捕獲等又は採取等の情報の収集				
70	109	1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 (8)捕獲等又は採取等の情報の収集	捕獲等又は採取等の実施者に対し、実施した地点、日時、種名、性別、捕獲物又は採取物、捕獲努力量等についての報告を「求めるとともに、専門家あるいは大学研究機関等に委託して事業報告書を作成すること」と、「」内を追加する。 (計19件)	捕獲者に対して過剰な負担になると考えます。
第四 - 1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 (9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方				
60	110	1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 (9)保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方	保護の必要性が最も高い地域個体群は、四国の個体群であるが、記述は「西日本のツキノワグマ」としている。大きな誤りである。四国のツキノワグマ個体群の保全の考え方を明記すべきである。 (計3件)	四国地方も含めて西日本と考えます。
第四 - 2 学術研究を目的とする場合 (1) 学術研究				
114	111	2 学術研究を目的とする場合 (1)学術研究	小型哺乳類、特に食虫類やねずみ類の学術捕獲や環境教育のための捕獲において、合理的でないわな数の制限が設けられる場合があるので、基本指針で言及し、対応していただきたい。 (計3件)	錯誤捕獲等の防止には必要な場合があると考えます。

第四 - 2 学術研究を目的とする場合 (2) 標識調査

73	112	2 学術研究を目的とする場合 (2)標識調査	研究の目的及び許可対象者・鳥類の種類などの許可範囲の縮小を希望します。	その目的等に応じて審査され、適切に許可されているものと考えます。
104	113	2 学術研究を目的とする場合 (2)標識調査	標識調査はなぜ行うか、指針に盛り込んでください。	第一 - 2 (5)、 第二 - 3 等において記述しています。
109	116	2 学術研究を目的とする場合 (2)標識調査	小型の鳥（希少種では特に）での、かすみ網捕獲の危険が大きすぎる。調査で「得られるもの」と「失うもの」のバランスを、科学的に検証すべきであり、その項目を設ける。	捕獲時の事故防止等については、 第四 - 1 (6) において記述しています。また、ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
105	114	2 学術研究を目的とする場合 (2)標識調査	指針に「調査目的」を盛り込んでください。	第一 - 2 (5)、 第二 - 3 等において記述しています。
107	115	2 学術研究を目的とする場合 (2)標識調査	標識調査での、スズメ目の調査方法を見直す必要があると思われる	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。

112	117	2 学術研究を目的とする場合 (2)標識調査	国若しくは都道府県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは都道府県より委託を受けた者」だけに修正する。	可能な限り広くデータを収集するためには、委託を受けた者から依頼されたものにより行われる調査は必要と考えます。
-----	-----	---------------------------	---	--

第四 - 3 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合 (2) 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定

19	118	3 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合 (2)有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定	有害鳥獣捕獲の実績の多い鳥獣として、「狩猟鳥獣、カワウ・・・・マンガース及びノヤギ」を記述しているが、各地域の事情により、それ以外でも捕獲件数が突出している鳥獣があるため、その旨の記述を加える。	全国的な視点で記述したものであり、原文通りが適切と考えます。
----	-----	---	---	--------------------------------

30	119 3 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合 (2)有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定	捕獲した有害鳥獣の売却を禁止すべき。 (計4件)	捕獲個体の放獣は、個別地域の状況に応じて判断すべきと考えます。また、捕獲個体の適切な有効利用を図ることは必要な場合があると考えます。
33	120 3 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合 (2)有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定	生活環境に係る被害の防止を目的とした捕獲に関しては、被害防除対策を必ずしも要件とすべきではない。	生活環境に係る被害においても、被害防除対策は必要と考えます。
81	121 3 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合 (2)有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定	むやみな鳥獣の殺傷に発展するなどの事態にならないよう、防除対策を十分に検討・実施等された上でも被害が防止できないと認められるときにのみ行うものとする。	ご指摘の趣旨は、原文にある原則として防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに含まれると考えます。

83	122	<p>3 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合 (2)有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定</p>	<p>有害鳥獣の捕獲許可は、県の許可を得て行うものとし、捕獲した鳥獣は県が処分するものとする。</p>	<p>鳥獣法の捕獲許可権限は必要に応じて都道府県知事から市町村長に委譲されていますが、その際の留意事項については該当箇所に記述しています。また、捕獲個体全てを都道府県が処分することは適切ではないと考えます。</p>
89	123	<p>3 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合 (2)有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定</p>	<p>許可は被害防除努力が十分になされているにも拘わらず被害が解消されないときに限ることとし、許可基準が満たされているかどうかについて判断を保護団体を含む検討会に諮るべきである。</p>	<p>ご指摘の趣旨は、原文にある原則として防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに含まれると考えます。</p>
126	124	<p>3 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合 (2)有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定</p>	<p>特定計画が作成されている場合の予察捕獲行うべきでない (計3件)</p>	<p>原則として「特定鳥獣の数の調整」として扱うこととしています。</p>

127	125	3 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合 (2)有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定	連絡協議会の構成員に学識者と自然保護団体も例示すべき	必要に応じて含まれるものと考えます。
147	126	3 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合 (2)有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定	- 第四 - 3 (2)-2) (38P) 第 2 段落「過去 5 年間の」は、「少なくとも過去 5 年間の」にすべきでは？	鳥獣保護事業計画の期間等を踏まえると 5 年間は適当と考えます。
152	127	3 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合 (2)有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定	予察捕獲は、強い害性のみを基準にするのではなく予察捕獲効果の高さも含めた基準で許可すべきであり、科学性のない予察捕獲は原則廃止すべきである。	ご指摘の趣旨については、予察捕獲の科学的・計画的な実施に努めるように記述しています。
第四 - 4 特定計画に基づく数の調整を目的とする場合				
148	128	4 特定計画に基づく数の調整を目的とする場合	- 第四 - 4 (42P)冒頭 5 行目の「(2)-・-3)」は、「3-(2)-・-3)」の誤りでは？	ご指摘を踏まえ、3 (2) - - 3)と修正します。

第四 - 5 その他特別の事由の場合 (4) 愛がんのための飼養の目的

9	129	5 その他特別の事由の場合 (4)愛がんのための飼養の目的	許可対象者、鳥獣の種類・数、期間、区域及び方法と分説記述するところ、これを全部削る。 (計5件)	愛がんのための飼養の目的についての許可に関する事項として必要であり、原文通りが適当と考えます。
---	-----	----------------------------------	---	---

**鳥獣保護事業計画の作成に関する事項
第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項**

第五 - 3 猟区 (1) 猟区の設定

74	130	3 猟区 (1)猟区の設定	これ以上の猟区の整備拡大は必要ないのではないのでしょうか。	猟区は狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図るため必要と考えます。
140	131	3 猟区 (1)猟区の設定	横行する密猟、ツキノワグマの絶滅の危惧などから、猟区はむしろ管理徹底できる範囲に縮小すべきである。 (計13件)	猟区は狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図るため必要と考えます。なお、特に保護を図る必要があると認める対象狩猟鳥獣がある場合には規制等の措置を講じています。

**鳥獣保護事業計画の作成に関する事項
第六 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項**

第六 - 1 計画作成の目的

120	132	1 計画作成の目的	保護管理の内容については「被害防除対策、個体数管理及び生息環境管理」の順で挙げるべき。	個体数管理、生息環境管理、被害防除対策を総合的に実施していくことが必要であり、原文通りが適当と考えます。
4	133	1 計画作成の目的	外来生物対策を強化されたい。日本の種の遺伝子攪乱を防ぐために、外来生物の捕獲処分を拡大する必要がある。しかし、世論は生き物の殺処分に対する心理的な抵抗が多いので、担当者は苦慮しているようだ。外来生物対策の必要性を世論にもっと強く訴え、日本固有種を維持する必要性を理解されるよう力を入れていただきたい。	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。

第六 - 6 保護管理事業

149	134	6 保護管理事業	- 第六-6(49P)冒頭第3段落「考え下」 「考えの下」	ご指摘の通り修文します。
-----	-----	----------	-------------------------------	--------------

第六 - 9 計画の見直し

150	135	9 計画の見直し	- 第六-9(54P)3行目「必要に応じて」 「必要に応じて」	ご指摘の通り修文します。
-----	-----	----------	---------------------------------	--------------

鳥獣保護事業計画の作成に関する事項				
第八 鳥獣保護事業に関する普及啓発に関する事項				
第八 - 1 鳥獣の保護思想についての普及等				
20	136	1 鳥獣の保護思想についての普及等	「鳥獣の保護思想についての普及等」の項目であるが、「鳥獣の保護思想」という言葉がどういう意味を持っていて、どうして普及が必要なのかが説明されていない。 (計2件)	ご指摘の内容については、現行の基本指針はもとよりこれまでの基準においても記述されており、定着していると考えられますので、原文通りが適切と考えます。
111	137	1 鳥獣の保護思想についての普及等	「在来種による食餌植物の植栽等を積極的に実施する」は削除、または表現を変更すべき。 (計4件)	ご指摘を踏まえて 第八 - 1 の第2段落を以下のように修文します。 (原文) 探鳥会、講演会及び在来種による食餌植物の植栽等を積極的に実施するものとする。 (修正) 探鳥会及び講演会等を積極的に実施するとともに、生態系への影響に配慮しつつ在来種による食餌植物の植栽等を行うものとする。
第八 - 4 安易な餌付けの防止				
75	138	4 安易な餌付けの防止	安易な餌付けを防止するとともに、山に実のなる木を植林し、山と里の間に柿林などを設置すること。 (計2件)	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきますが、食餌木の植栽は鳥獣の生息状況に応じて適切に実施されるべきと考えます。
鳥獣保護事業計画の作成に関する事項				
第九 鳥獣保護事業の実施体制に関する事項				
第九 - 2 鳥獣保護員 (2) 鳥獣保護員の任命について				
153	139	2 鳥獣保護員 (2)鳥獣保護員の任命について	鳥獣保護員の活動の確保に対して「他の指導員制度との併任によって活動量を確保する」という付け焼き刃的対応ではなく、常勤の専門性をもった人材の確保をめざすべき。	都道府県の財政状況が厳しいと指摘される中、より効率的な配置が図られるように記述したものです。
第九 - 4 鳥獣保護センター等の設置				
21	140	4 鳥獣保護センター等の設置	「鳥獣保護センター等の設置」の項目は、「傷病鳥獣の保護等を通じた・・・」という書き出しになっているが、「傷病鳥獣の保護」を行うのが当たり前というわけではないのであるから、「傷病鳥獣の保護」がなぜ必要なのかの記述が必要である。	鳥獣保護センターは傷病鳥獣の保護だけでなく、鳥獣の科学的・計画的保護管理推進のために活用を図ることについて 第一 - 3 (2) エに記述しています。また、傷病鳥獣保護についての詳細は 第十一 - 8 に記述しています。原文通りが適切と考えます。

第九 - 5 取締り

10	141	5 取締り	「愛がんを目的として飼養される鳥獣の違法捕獲等又は採取等」・「愛がん飼養」を削る。 (計2件)	愛がん飼養に関する取締りについて必要であり、原文通りが適切と考えます。
82	142	5 取締り	狩猟に同行する猟犬として飼養していた犬を、猟期終了と同時期に遺棄するなどの、動物愛護管理法違反者に対しても重点的に監視、取締りを行うものとする。 (計2件)	飼養動物については動物愛護管理法により対応されると考えますが、猟犬の適正な管理については関係団体とも協力して普及啓発に努めたいと考えます。

鳥獣保護事業計画の作成に関する事項

第十 その他鳥獣保護事業の実施のために必要な事項

35	143	追加要望	下記を追加すべきである。 1) クマを狩猟獣からはずすべきである。また、予察駆除は禁止すべきである。 2) 海棲哺乳類も鳥獣保護法の適用とすべきである。 (計2件)	狩猟鳥獣については、その考え方を基本指針において整理していますが、個別の種の指定については省令で対応することになります。なお、適切に行われる予察捕獲は、農林水産業への被害防止の観点から必要と考えます。また、鳥獣法の対象としている海棲哺乳類もあります。
----	-----	------	---	---

第十 - 2 鳥獣の区分と保護管理の考え方

133	144	2 鳥獣の区分と保護管理の考え方	- 第二の1(4)では一般鳥獣の取扱いを記述しているので、 - 第十の2においても(4)としてそれに準じた記載が必要である。	ご指摘を踏まえて、第十-2に(4)として以下の通り記述します。 (4)一般鳥獣 上記(1)~(3)以外の鳥獣については、必要に応じ、第二-1に準じて対象種と保護管理の考え方を鳥獣保護事業計画に記載する。
-----	-----	------------------	---	---

第十 - 6 鳥類の飼養の適正化

5	145	6 鳥類の飼養の適正化	野生生物の愛がん飼養は全面的に禁止を求める。野生生物は野に生きるのが本来であり、人間の好みでそれを奪うことは問題がある。文化ということでメジロの捕獲しようが認めているようであるが、好ましいとはいえない。密猟を促すことになっており、止めるべきである。 (計5件)	愛がん飼養目的の捕獲許可対象種からホオジロを削除し、メジロのみに限定することとしていますが、ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
11	146	6 鳥類の飼養の適正化	「愛がん飼養」に関する記述を削る。	愛がん飼養の適正化に関して必要であり、原文通りが適切と考えます。

第十 - 8 傷病鳥獣救護の基本的な対応

22	147	8 傷病鳥獣救護の基本的な対応	「傷病鳥獣救護の基本的な対応」の項目については、「必要な」という言葉を頭に付けるべき。	ご指摘の趣旨については 第十 - 8 (2) に記述していると考えており、原文通りが適切と考えます。
----	-----	-----------------	---	--

第十 - 8 傷病鳥獣救護の基本的な対応 (1) 基本的な考え方

23	148	8 傷病鳥獣救護の基本的な対応 (1)基本的な考え方	「基本的な考え方」の項目については、「対応の」という言葉を頭に付けるべき。	ご指摘の箇所については、 第十 - 8 が基本的な対応について記述しているものであることから、既に対応についての内容であり、原文通りが適切と考えます。
----	-----	----------------------------	---------------------------------------	---

24	149	8 傷病鳥獣救護の基本的な対応 (1)基本的な考え方	「終生飼養及び・・・」という書き出しになっているが、「終生飼養」を行うのが当たり前というわけではないのであるから、どいう場合「終生飼養」を行うかの記述が必要である。また、「終生飼養」には、狩猟鳥獣を除き、「飼養登録」が必要と考えられることから、ボランティアがどのような形で「終生飼養」に携われるかの記述も必要である。 (計2件)	ご指摘の趣旨については 第十 - 8 (2) に記述していると考えており、原文通りが適切と考えます。
----	-----	----------------------------	---	--

128	150	8 傷病鳥獣救護の基本的な対応 (1)基本的な考え方	傷病鳥獣の保護対象として、「違法飼養や密猟の摘発により多数の鳥類のリハビリが必要な場合」と追加していただきたい。	必要に応じて含まれるものと考えます。
-----	-----	----------------------------	--	--------------------

第十 - 8 傷病鳥獣救護の基本的な対応 (2) 救護個体の取扱い

25	151	8 傷病鳥獣救護の基本的な対応 (2)救護個体の取扱い	「野生復帰が不可能な個体については、」を、「野生復帰による生存が困難な個体については、に改め、その後、「放鳥獣の他、」という記述を加える。	ご指摘の趣旨については、「野生復帰が困難」であるとの内容に含まれ、また、野生復帰が困難な個体については放鳥獣すべきではないと考えるため、原文通りが適切と考えます。
----	-----	-----------------------------	---	---

26	152	8 傷病鳥獣救護の基本的な対応 (2)救護個体の取扱い	「その他の傷病鳥獣については、」の書き出しと「救護等に対する・・・」の間に、「治療をせずに放鳥獣することを基本とする」が、必要に応じ、「」の記述を加える。 (計2件)	ご指摘の趣旨については、「野生復帰が困難」であるとの内容に含まれ、また、野生復帰が困難な個体についての放鳥獣は 第十 - 8 (2) のガイドラインにおいて検討すべきものとするため、原文通りが適切と考えます。
----	-----	-----------------------------	--	--

第十 - 8 傷病鳥獣救護の基本的な対応 (4) 野生復帰

27	153 8 傷病鳥獣 救護の基本的 な対応 (4)野生復帰	書き出しの「対象個体の傷病が・・・」の前に、「治療をした個体の場合、」という言葉をつけるべき。	野生復帰の対象個体であることから、原文通りが適切と考えます。
----	---	---	--------------------------------